

# 軽四輪自動車メンテナンスリース契約書（案）

- 1 契約の目的 軽四輪自動車メンテナンスリース
- 2 契約金額 月額 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）  
総額 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 契約期間 令和 8年 8月 1日から  
令和13年 7月31日まで
- 4 保管場所 大分県後期高齢者医療広域連合 駐車場  
（大分県大分市東春日町 17番20号 大分第2ソフィア  
プラザビル）
- 5 契約保証金
- 6 その他の事項 前5項に定める以外の事項については、以下の契約事項  
に定めるとおりとする。

令和 年 月 日

発注者 大分市東春日町17番20号  
大分県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 足立 信也 ⑩

受注者

⑩

発注者 大分県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 足立 信也 を甲とし、受注者 を乙とし、甲乙間において、次の条項により、軽四輪自動車（装備品及び付属品を含む。以下「車両」という。）のリースに関する契約を締結する。

（目的）

- 第1条 この契約は、甲が以下に定めるところにより車両を乙から賃借し、これを常時正常な状態で使用できるよう乙が仕様書に定めるところにより点検、整備等を行い、もって車両の適正な運行を図ることを目的とする。
- 2 前項の車両の自動車検査登録における所有者を乙とし、使用者を甲とし、使用の本拠の位置を甲の指定する場所とする。

（メンテナンスリース期間）

第2条 車両のメンテナンスリース期間は、頭書規定する契約期間とする。

（メンテナンスリース料）

- 第3条 メンテナンスリース料は、頭書に規定する契約金額とする。
- 2 契約の開始又は終了の月の日数が一月の日数に満たない場合であっても日割計算は行わないものとする。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率等が変更となったときは、その変更税率等により算定するものとする。

（車両の検査及び引渡し）

- 第4条 甲はメンテナンスリース期間の開始日において、車両の検査を行い、検査に合格したときに当該車両の占有権を引き続き保持するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による引渡しの前に、その負担において当該車両に係る自動車取得税及び自動車重量税の完納、自動車車検登録、自動車損害賠償責任保険への加入、その他車両の運行に必要な一切の手続を完了させなければならない。
- 3 当該車両の引渡しに要する一切の費用は、乙の負担とする。

（メンテナンスリース料の支払方法）

第5条 メンテナンスリース料は、月ごとに支払うものとし、甲は、車両のメンテナンスリースが行われた月の末日が経過した後、乙の提出する適正

な請求書を受理した日から30日以内にメンテナンスリース料を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

2 甲は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による乙の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(車両の使用、保管)

第7条 甲は、その引渡しを受けた車両につき善良な管理者の注意をもってこれを使用し、保管しなければならない。

2 甲は、車両を第三者に使用させてはならない。ただし、乙は、車両に広告を掲載させることに同意するものとする。

3 甲は、乙が車両の使用及び保管状況を確認するため車両の保管場所への立ち入り、説明、資料の提供を求めた場合は、これに応じなければならない。

(事故報告等)

第8条 甲は、車両の使用に当たり事故(人身事故を含む。)を生じさせたときは、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

2 甲は、事故により損傷させた車両の修理を行う場合は、乙の承諾を得た上で行うものとする。

(賠償責任)

第9条 甲は、車両の使用に関し第三者に損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、責任をもって当該損害を賠償し、又は紛争の解決を図るものとする。この場合において、甲は、自動車損害賠償責任保険の適用が必要と認めるときは、乙と協議するものとする。

2 甲が前項の規定により損害を賠償する場合において、当該賠償金額が自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険契約により補填される保険金額を超えるときは、当該損害賠償金の不足分については、甲が負担するものとする。

(経費の負担)

第10条 車両の維持管理に要する経費(車両に係る軽自動車税その他の公租

公課並びに車両の継続検査、法定点検その他の点検整備、自動車保険及び消耗品の交換若しくは補充に係る経費をいう。)は、乙の負担とする。

- 2 乙は、車両の継続検査、法定点検その他の点検整備等を実施する場合は、あらかじめ甲と協議の上、当該車両に代わる車両（以下「代車」という。）を定め、乙の負担により当該代車を甲に引き渡さなくてはならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により当該車両の損害を修繕するとき、又は甲が代車を必要としない旨乙に通知したときは、この限りではない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由による当該車両の損害の修繕に要する費用は、甲の負担とする。ただし、当該損害が著しく、当該車両の修繕に過分の費用を要する場合の処理方法については、甲、乙協議して定めるものとする。
- 4 甲は、乙の承諾を得た上で、甲の負担により、車両の改造（規格、装備品、附属品、その他の仕様を変更することをいう。以下同じ。）を行うことができる。
- 5 車両に係る経費の負担が前4項により難しい場合は、その都度、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

#### （車両の返還）

- 第11条 甲は、メンテナンスリース期間が満了したときは、速やかに当該車両を乙に返還するものとする。この場合において、甲が車両の改造を行ったときは、原状に回復しなければならない。
- 2 車両に通常の使用による損耗以上の損傷、改造等による価値の減少があった場合は、甲は、その損害を乙に賠償する。
- 3 車両の返還は、甲、乙協議して受渡場所及び日時を定めて行うものとする。

#### （契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、このメンテナンスリース契約を解除することができる。

- (1) 当該車両の所有権名義を甲に通知することなく第三者に移転したとき。
- (2) 前号の他その責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。
- (3) 第2項に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をい

う。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (違約金)

第13条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、車両ごとのメンテナンスリース料(月額)に、メンテナンスリース期間の月数の合計を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (談合その他の不正行為に対する甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者であ

る事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

#### （賠償の予約）

第15条 乙は、前条各号（同項第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約によるメンテナンスリース料（月額）に、メンテナンスリース期間の月額の合計を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。メンテナンスリース期間が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

#### （秘密の保持）

第16条 甲及び乙は、本契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

第17条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約書に基づく第5条の規定によるメンテナンスリース料又は賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第18条 乙がこの契約書に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべきメンテナンスリース料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第19条 この契約書の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるとき、その他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん、又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものはそれぞれが負担する。

2 前項の規定に関わらず、甲又は乙は、必要があると認められるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事訴訟法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

【車両仕様】※納入車両決定後に記載